

事務連絡
令和6年12月25日

日本病院団体協議会 御中

厚生労働省

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
保険局医療課

救急時医療情報閲覧の運用開始及び診療報酬上の施設基準について（周知）

厚生労働行政の推進につきまして、日ごろより格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和6年12月9日より、患者の生命、身体の保護のために必要な場合、マイナ保険証による本人確認を行うことによって、患者の同意取得が困難な場合でも、レセプト情報に基づく医療情報等が閲覧可能となる救急時医療情報閲覧機能の運用が開始されました。

また、令和6年度診療報酬改定において、救急時医療情報閲覧機能を有していることが、総合入院体制加算1～3、急性期充実体制加算1・2及び救命救急入院料1～4の施設基準の一つとなり、令和7年4月1日以降に適用となります。

既に当該加算及び入院料を算定している医療機関につきましては、引き続き算定する場合には令和7年3月31日までに救急時医療情報閲覧機能を導入いただけますようお願いいたします。なお、救急時医療情報閲覧機能を期限までに導入しない場合は、施設基準を満たせず、医療機関の収益が大幅に減少することが見込まれますのでご注意ください。

つきましては、貴会においては、内容を御了知の上、貴会会員等に対して周知等をお願いいたします。また、システム事業者との調整を踏まえ、令和7年3月31日までの導入が難しい等の課題（二要素認証の導入等）が発生している場合は、下記連絡先まで状況をお知らせいただきますよう、合わせて周知等をお願いいたします。

(参考)

- ・ 救急時医療情報閲覧機能概要案内
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001243478.pdf>
- ・ 令和6年度診療報酬改定 個別改定項目について (P136、137)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001220531.pdf>
- ・ 「疑義解釈資料の送付について (その17)」 (令和6年12月18日事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001358824.pdf>
- ・ 導入に向けた課題等の連絡先厚生労働省
医政局 特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
e-mail : iryoushouhoushitsu@mhlw.go.jp